平成２８年（フ）第７０７号
千葉県船橋市南三咲１丁目13番11号
債務者　小林　里美（旧姓真杉）
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７１４号
千葉県八千代市上高野1541番地35
債務者　佐藤　美華
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７１９号
千葉市美浜区幸町２丁目18番13棟504号
債務者　芳野　成美
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８０５号
千葉県市川市宝１丁目16番１―203号　（マーレ・タカラ）
債務者　前田　隆行
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１５２号
長崎県長崎市田中町848番地５　本田アパート203号
債務者　髙田真須美（旧姓末田）
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６２号
長崎県長崎市江平３丁目８番32―206号
債務者　谷口　忠行
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４４１号
宮城県黒川郡富谷町太子堂２丁目12番８号
債務者　菊地　正美
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
宮城県柴田郡大河原町字袖谷地１番地１
債務者　加藤　久明（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第５２号
宮城県加美郡加美町菜切谷字屋敷１番地
債務者　鹿野　勝利
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
宮城県遠田郡美里町北浦字浦田上185番地５　２番館つかさ201号
債務者　猪又　　誠
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第６７号
宮城県大崎市古川北町５丁目６番35―２号ラ・フォルティ102号、従前の住所宮城県遠田郡涌谷町字六軒町裏76番地10
債務者　武山まゆ李
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第７１号
秋田市手形山西町２番７棟３号
債務者　加藤みき子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８２号
秋田市八橋大沼町15番15号　アーバンティヤマト201号
債務者　佐々木聖子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８９号
秋田市八橋田五郎１丁目２番17号、前住所秋田市牛島字東潟敷602番地
債務者　高橋　千秋
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９４号
秋田市八橋大畑２丁目４―11　大畑マンション203号高橋君子方、住民票上の住所秋田市外旭川字梶ノ目63番地２
債務者　進藤　正勝
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４２号
秋田県能代市河戸川字下大須賀20番地１
債務者　中田　雄也
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第２８号
秋田県由利本荘市和泉町48番地
債務者　齋藤　由美
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第３２号
秋田県由利本荘市岩城勝手字水尻１番地
債務者　佐々木和幸
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
秋田地方裁判所本荘支部